

税理士とは

税理士会連絡先一覧

主役です	中	税
	小	理
	企	士
業	は	
支	援	
の		

税理士法

税理士の使命

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

業務内容

- 税務代理、税務書類の作成、税務相談
- 財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する事務
- 租税に係る訴訟の補佐人に関する業務
- 株式会社の内部機関として行う会計参与の業務

税理士制度は、申告納税制度の維持発展、国家財政の基盤を確保するうえで極めて重要な制度です。

- 税理士は「税務に関する専門家」で、税務代理、税務書類の作成、税務相談は独占業務となっています。
- 税理士は、税理士業務に付随して財務書類の作成その他財務に関する事務を行う「会計に関する専門家」でもあります。

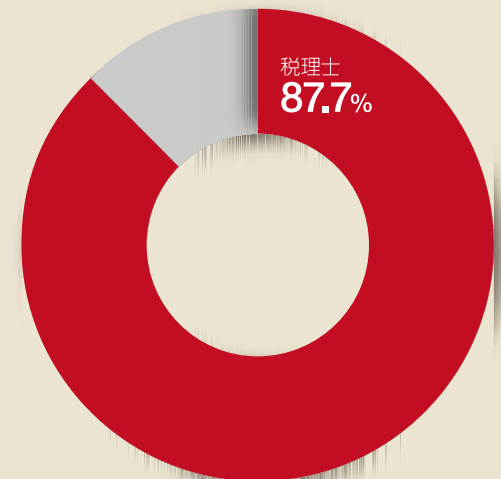
中小企業経営力強化支援法の施行(平成24年8月)に伴い、認定支援機関制度が創設され、その**8割超が税理士・税理士法人**です。税理士は、中小企業の金融と経営支援の担い手としての役割が期待されています。

- 北海道税理士会
〒064-8639 北海道札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階
TEL.011-621-7101 <http://www.do-zeirishikai.or.jp>
- 東北税理士会
〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-7-41
TEL.022-293-0503 <http://www.tohokuzeirishikai.or.jp>
- 関東信越税理士会
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階
TEL.048-643-1661 <http://www.kzei.or.jp>
- 千葉県税理士会
〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階
TEL.043-243-1201 <http://www.chibazei.or.jp>
- 東京税理士会
〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館
TEL.03-3356-4461 <http://www.tokyozeirishikai.or.jp>
- 東京地方税理士会
〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階
TEL.045-243-0511 <http://www.tochizei.or.jp>
- 北陸税理士会
〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6
TEL.076-223-1841 <http://www.hokurikuzei.or.jp>
- 東海税理士会
〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階
TEL.052-581-7508 <http://www.tokaizei.or.jp>
- 名古屋税理士会
〒464-0841 愛知県名古屋市中村区覚王山通8-14 税理士会ビル4階
TEL.052-752-7711 <http://www.meizei.or.jp>
- 近畿税理士会
〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4
TEL.06-6941-6886 <http://www.kinzei.or.jp>
- 中国税理士会
〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15
TEL.082-246-0088 <http://www.chuzei.or.jp>
- 四国税理士会
〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12
TEL.087-823-2515 <http://www.shikoku-zei.or.jp>
- 九州北部税理士会
〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館3階
TEL.092-473-8761 <http://www.kyuhokuzei.or.jp>
- 南九州税理士会
〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5-17-5
TEL.096-372-1151 <http://www.mkzei.or.jp>
- 沖縄税理士会
〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター7階
TEL.098-859-6225 <http://www.okizei.or.jp>

日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
TEL.03-5435-0931 <http://www.nichizeiren.or.jp>

法人税申告の税理士関与割合*1



日本税理士会連合会

出典 ※1：平成24事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書
※2：2012年中小企業白書

税理士は中小企業を財務、経営、金融、税制の面から支援します。

財務支援: 中小企業の会計の質の向上に向けて支援しています。

経営支援: 中小企業の経営環境の改善に向けて支援しています。

金融支援: 様々なシーンの資金調達の円滑化を支援しています。

税制支援: 中小企業支援税制の周知とその活用を支援しています。

1. 中小企業の会計の質の向上を図ること。

- 「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠した会計帳簿・計算書類等の作成
- 会計参与に就任し、取締役と共同して決算書を作成 など

2. 中小企業の経営環境の改善に資すること。

- 創業支援やものづくり支援など経営状況の分析や事業計画の策定支援
- 中小企業経営力強化支援法に規定された経営革新等支援機関による経営改善支援業務 など

3. 資金調達の円滑化を図ること。

- 制度融資、セーフティネット保証制度の周知と活用
- 経営者保証ガイドラインの普及 など

4. 中小企業税制の周知・活用を図ること。

- 創業支援におけるエンジェル税制の活用
- 雇用促進税制、研究開発税制の活用 など

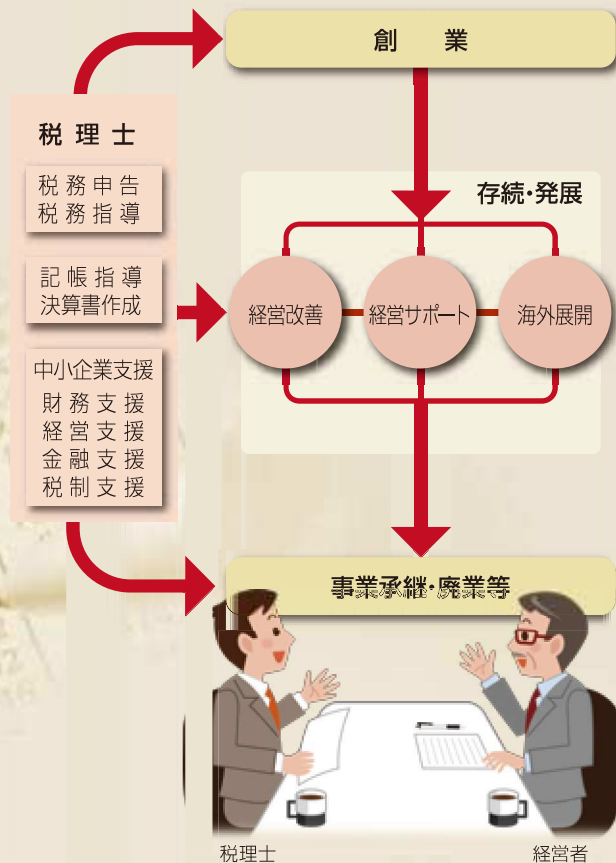
目指すところは、

適正な「会計」(財務情報)を活用した経営の実現

(正しい決算書▶会社の実態把握▶実効性のある経営計画)

税理士は、中小企業の創業から存続・発展そして事業承継や廃業に至るまで、**長期間に亘って関与**します。

具体的には、税務申告、税務指導、記帳代行、記帳指導、決算書作成等を通じて、中小企業に寄り添いながら**継続的・日常的**に支援をしています。



税理士の主な顧問先は中小企業・小規模企業であり、**経営者の7割は顧問税理士等を**経営問題の**相談相手と考えています**(中企庁アンケート)。*2

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責に鑑み、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務等を行うことを目的として、税理士法で設立が義務づけられている団体です。

北海道から沖縄まで、**全国15の税理士会**で構成されており、**現在、登録者数は約75,000人**です。

税理士は税理士会に所属しなければ業務を行うことができません(強制入会制)。

税理士登録者・税理士法人届出数

会名	支部数	登録者数	税理士法人届出数	
			主たる事務所	従たる事務所
北海道税理士会	15	1,866	121	76
東北税理士会	50	2,488	93	68
関東信越税理士会	62	7,234	316	171
千葉県税理士会	14	2,481	78	56
東京税理士会	48	21,734	935	310
東京地方税理士会	20	4,753	185	100
北陸税理士会	15	1,364	83	38
東海税理士会	31	4,286	184	104
名古屋税理士会	17	4,395	216	103
近畿税理士会	83	14,260	482	199
中国税理士会	46	3,031	99	52
四国税理士会	26*	1,557	61	35
九州北部税理士会	27	3,086	103	79
南九州税理士会	36	2,034	70	33
沖縄税理士会	6	377	13	15
計	496	74,946	3,039	1,439

*四国税理士会の支部数については、今後24となる予定です。平成27年6月末日現在

税理士及びその事務所の職員数も含めると**約30万人のマンパワー**を有しています。全国津々浦々に税理士事務所があります。